

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員、希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇。

なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

さいたま新都心局 自死事件 和解成立

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3697
16年10月18日(火)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。
10月12日、私たち郵政ユニオンも支援した「さいたま新都心郵便局過労自死事件」が和解決しました。「未来」でも何度か報告してきましたが、再度事件の概要とご遺族の気持ち、和解成立の意義について報告します。

事件の概要

Aさん(当時51歳)が、職場で飛び降り自殺したのは2010年12月8日です。当時、郵便局では極限の合理化といわれる「トヨタ方式」が導入されていました。またこの郵便局では事故を起こした社員を「お立ち台」に立たせ反省を促したり、年賀状の買い取りをさせる「自爆営業」などがまかり通り、局全体がパワハラ職場だったともいえる状態でした。

異動願いを出していましたが、しかし、亡くなるまでうつ状態で3回、病気休暇を取っているにもかかわらず、異動は認められませんでした。

和解成立の意義

すべての会社が社員の健康を考えるきっかけに。遺族は、会社が異動などの対策を取らなかったのは安全配慮義務違反にあたるなどとして、2013年さいたま地裁に提訴。対する日本郵便は自爆営業やお立ち台などの事実関係を否定し争いました。

現在の労働災害認定にあたっての厚労省指針が着目するのは精神神経疾患の発症直前の長時間労働です。本件は昼休みがとられていなかったなどサービスマン労働はあったものの、いわゆる過労死ラインといわれる1か月80時間超というような顕著な長時間労働だったという事案ではありません。むしろその労働の質であるさいたま新都心郵便局における職場環境を主張し、裁判所の心証を得て解決したものです。

今回の和解成立によって日本郵便の発症責任だけでなく、メンタル疾患者に対する配慮に落ち度があり、それが死亡につながったことを事実上認めさせたのです。



2013年12月に、子ども三人を抱えながら妻は、謝罪と損害賠償を求めて提訴。そして3年の裁判を経て、10月12日に和解が成立しました。

この事件では発症直前の経過だけでなく、むしろその後の会社側の安全配慮義務違反を問いました。病におちいった労働者の実情を思えば、極力自分は病が治ったと見せたい、思いたいとなるのが自然な姿です。そのうえ被害者は、病気を治さなければ受ける局がない」と管理者から言われていたのです。病を治したいからこそ願っている配転希望がそのように返されるアリ地獄におかれています。

支援をしてきた倉林さん(前郵政ユニオン副委員長・写真右、中央は弁護士)は、「この裁判の影響でお立ち台がなくなったり、怒鳴ることがなくなったり、微妙な変化がうまれた。しかし、郵政全体の職場のひどさは変わっておらず、この裁判を機に職場環境の改善に一層努めていきたい。其の為にも郵政ユニオンの一層の奮起が必要。弁護団の一人である山添弁護士が参議院議員となったことも活かし、有効な取り組みを重ねていきたい」と語りました。

